

歯科放射線診療ガイドライン委員会第1回会議議事録

日時：2006年7月6日（木）17:00～19:00

場所：八重洲倶楽部第6会議室

出席者：佐野司委員（東京歯科大），中山英二委員（九大），庄司憲明委員（東北大），林孝文委員長（新潟大），岡野友宏理事長

欠席者：村上秀明委員（大阪大），田口明委員（広島大），筑井徹委員（九大）

審議事項：

1. 歯科放射線診療ガイドラインのデザイン

1) 目的：適正な歯科放射線診療の普及のため、根拠に基づいた医療（Evidence-based Medicine）の手順に則って歯科放射線診療ガイドラインを策定し、これを公開すること。

2) 公開の対象：歯科医師ならびに日本国民

3) ガイドラインに採用する診療範囲：歯顎顔面口腔領域の画像診断

2. ガイドラインの策定手順

1) 診療ガイドライン作成の手順ver 4.3 (2001.11.7) に準拠する。具体的には以下のとおり。

①診療ガイドライン作成の目的（テーマ）を明確にする。

②作成委員会を設置する。

③実際に行われている診療の現状を把握し、疑問点（Research Question）を明確にする。

④各疑問点について、文献を検索する。

⑤得られた文献について、疑問点との関連性を中心に一定の基準に則って、診療ガイドライン作成に採用するもの（Included Study）と採用しないもの（Excluded Study）とに分ける。

⑥採用した文献一つひとつについて、研究デザインの項目を含むあらかじめ作成したチェック項目（Abstract Form）に則って批判的吟味を行う。

⑦採用する文献については、一定のフォーマットで一覧表（Abstract Table）を作る。

⑧採用する文献、採用しない文献すべてについて、バンクーバー・スタイルにしたがって書誌情報（著者、タイトル、雑誌名、巻、号、ページ）を記載する。

⑨各疑問点について「エビデンスのレベル」分類をする。特定の疑問点について複数の文献（エビデンス）がある場合には、原則的には、最もレベルの高いエビデンスを採用する。

⑩各疑問点について「勧告の強さ」を決定する。

⑪全ての疑問点に関する勧告やエビデンスを網羅した診療ガイドラインを一定のフォーマットに則ってまとめる。

⑫作成した診療ガイドラインの質について、作成委員以外の者による評価を受ける。

⑬可能な限り、診療ガイドラインを用いた結果の評価を行う。

⑭少なくとも3年を目途に改訂の必要性を検討し、必要に応じて改訂作業に取りかかる。

3. ガイドラインの対象について

1) 原則として疾患別の項目立てとし、患者数が多く重要度の高いものからガイドライン委員がワーキンググループとして実作業に手をつける。

2) 対象疾患等の候補として挙げられたものは以下のとおり。

① 歯・歯周組織の疾患（無歯顎を含む）

② 歯科用インプラント

③ 矯正（顎顔面口腔領域の先天異常・発育異常を含む）

④ 顎関節の疾患

⑤ 顎顔面口腔領域の外傷

⑥ 顎顔面口腔領域の炎症性疾患

⑦ 顎顔面口腔領域の嚢胞性・腫瘍性疾患

⑧ 唾液腺の疾患

意見交換の結果、手はじめに歯科用インプラントから手をつけることとした。

4. 今後の進行方法

- 1) 会議の開催頻度：委員が作業に慣れるまではできるだけ頻回に、慣れてきたらメール審議を中心に行う。
- 2) 作業の区切りの目安：次回の日本歯科放射線学会総会・学術大会で、公表・議論（あるいは指定発言）の場を設けていただく。また、一般会員への通知（web公開）や理事会での周知が必要である。
- 3) 費用：通信費（印刷・郵送）・交通費等については理事長にご考慮いただく。
- 4) 次回の会議までの課題：
 - ①「歯科用インプラントの画像診断」における疑問点（Research Question）をメール審議により複数抽出する。抽象的ではなく、できるだけ具体的な記述が望ましい。
 - ②委員が分担して、上記診療ガイドライン作成の手順に進じて④～⑧の手順で作業を行う。具体的な文献検索やexclude/includeの方法、Abstract Form/Table等については後日検討し連絡する。
 - ③次回の会議の日程についてメールにて調整し予定を立てる。今回は進行状況の確認（作業に伴う問題点の解決も含めて）。

5. 参考資料

- 1) 下記資料を呈示し、PDFファイルの入ったCDを委員に配布した。
 - ・診療ガイドラインの作成の手順 ver 4.3 (2001.11.7)
 - ・脳血管障害画像診断のガイドライン第1版 (2006)
 - ・画像診断ガイドライン (2003)
 - ・放射線治療計画ガイドライン (2004)
 - ・EUのガイドライン

6. その他

- 1) 上記会議の前に行われ、当日出席した委員が参加した、シンポジウム「歯科領域における診療ガイドラインのあり方について」に関する報告
 - ・日時：2006年（平成18年）7月6日（木）13:30～16:45
 - ・会場：新歯科医師会館1階大会議室
 - ・主催：平成18年度厚生労働科学研究費補助金「歯科医療分野における診療ガイドライン構築に関する総合的研究」主任研究者：石井拓男
 - ・後援：日本歯科医師会・日本歯科医学会
 - ・概要：
 - ①厚生労働省医政局歯科保健課長 日高勝美氏による挨拶
 - ②京都大学・中山健夫教授による基調講演「エビデンスに基づく診療ガイドライン-医科領域における現状と動向-」（ハンドアウト資料配布あり）
 - ③シンポジウム 長崎大学・川崎浩二助教授「歯科領域における診療ガイドライン作成に向けて」、徳島大学・市川哲雄教授「診療ガイドラインと補綴治療の症型分類」（ハンドアウト資料配布あり）
 - ④全体討論
 - ・シンポジウムに対する委員長の感想：改めて、医科と歯科の差を感じざるを得ないものであった。すでに10年以上EBMと対峙してきた医科では、すでに無分別な礼賛ではなく、むしろEBMそのものの持つ問題点を反省し大人の判断をする段階に来ているように思われたが、翻って歯科では肩肘を張ってこれから導入するために、いきおいランク付けや付随する権威などへの過剰な期待と反感を持っているように感じられた（歯科の臨床研究のエビデンスレベルが低いことが自虐的とも思えるように喧伝されていた）。本委員会としては、現在最も妥当と考えられる手順に従い、歯科臨床の現場で起きている疑問点に対して、エビデンスを学術的に評価して正当に推奨度を呈示する作業を粛々と進めるのみであることを再認識した。

文責：林 孝文